

申請に係る誓約および同意事項

※必ず内容を確認し、チェック同意してください。

- ☐ 申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、支給認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。
- ☐ 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、子どものための教育・保育給付の審査及び申請者や同居の家族の市町村民税課税状況の確認にあたって、官公署等に対し必要な文書の閲覧又は資料及び情報の提供を求めることがあります。
- ☐ 町は、施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設や関係部署に提供する場合があります。
- ☐ 申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要がある場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。
- ☐ 本申請については、新規認定申請が集中するなど、支給認定の審査に時間を要する場合は、認定の審査結果は利用開始までにお知らせします。

～保育認定を希望される方～

- ☐ 保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合(仕事がお休みの日など)は、家庭保育をお願いします。
- ☐ 利用開始当初は、お子さんが新しい環境に慣れるための「慣らし保育(短い時間での保育)」を行います。慣らし保育はお子さんの年齢等により異なりますが2週間～4週間かけて行います。
育児休業からの復職や翌年度からの就労予定により保育施設の利用を申し込む方は慣らし保育を考慮して職場と復職(就労予定)時期等を相談してください。

～育児休業を取得中の方～

- ☐ 育児休業中であっても、慣らし保育の期間は「就労」として申請することが可能です。復職予定日の1ヶ月前から施設利用希望の申込をすることができます。
復職予定日が変更になった場合は、子育て支援課へ必ず手続きしに来てください。
- ☐ 育児休業の承認を受けた会社で職場復帰し、仕事に就くことを復職とするため育児休業中または育児休業終了後、入所前に勤務先を退職(転職含む)した場合や入所後に育児休業を取得した勤務先に復職したことが確認できない場合は内定取消しまたは退所となります。
- ☐ 育児休業の延長を希望される方は申請時にお伝えください。この場合、選考の優先順位を下げ、通常の選考後、希望施設に空きがあった場合のみ選考対象となります。
- ☐ 育児休業を延長される場合の手続きについて、必ず勤務先の担当者と確認してください。

～勤務先に育児のための短時間勤務制度等がある方へ～

- ☐ 育児のための短時間勤務制度等を取得予定の方(既に取得中の方を含む)は、週の勤務日数が減少する場合、短縮後の勤務時間・日数により選考します。
- ☐ 選考時に上記制度を使う予定がなかった方(就労証明書No.12に記載がなかった方)が選考後に勤務時間・日数が減少する場合、選考時点での指数と異なる状況となるため、内定取消し(退所)となります。

上記の各事項について誓約し、及び同意します。

保護者(母)氏名:

保護者(父)氏名: